

## 第3章 東京都における具体的な施策展開

---

### 1 一時保護

一時保護は、子供の安全を確保するとともに、その後の援助方針を定めるための行動観察などを目的とするものです。

一時保護には、児童相談所に設置する一時保護所で行う一時保護と、児童福祉施設などに委託して行う一時保護委託があります。

#### [現状と課題]

都は、虐待を受けた子供など、支援が必要な子供たちを適切に保護するため、一時保護所を整備し、子供の状況に応じた援助に努めてきました。

これまで、一時保護所の定員を平成 17 年度の 128 名から平成 26 年度までに 64 名増員し 192 名にまで拡大してきましたが、一時保護需要はなお増加しています。

一時保護が必要な子供を適切に保護できるよう、必要量を確保していくことが求められます。

#### [今後の取組]

平成 27 年度に一時保護所の定員を増員します。

また、一時保護需要のさらなる増加にも対応できるよう、一時保護委託なども活用し、必要な体制を整えます。

## 2 家庭的養護

### (1) 養育家庭等

「養育家庭」は、養子縁組を目的とせずに、社会的養護が必要な子供を一定期間養育する家庭として、東京都に登録されている家庭を言います。

家庭的養護を推進するため、養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭等への委託の促進、養育家庭への支援の充実を図っていきます。

#### 養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大

##### [現状と課題]

養育家庭は、昭和 48 年に都が独自に創設した制度で、現在も都における家庭的養護の中心的な役割を担っています。

養育家庭になるには、児童相談所による家庭調査、児童福祉審議会の審議を経て、都知事による認定・登録がなされることが必要です。

認定要件としては、児童の養育についての理解と熱意、児童に対する豊かな愛情、同居家族の十分な理解、年齢、収入、住居のスペースなどが定められています。

都は、養育家庭の登録数を増やすとともに、広く都民や関係機関に制度を理解してもらうため、ホームページ等により制度の周知を図るほか、毎年 10～11 月の里親月間において、都内の区市町村で養育家庭体験発表会を実施しています。

養育家庭の登録家庭数は増加傾向にありますが、伸びは緩やかになっており、様々な取組を通じて都民の理解促進を図り、養育家庭の登録へとつなげていくことが必要です。

都には、施設入所児童が夏休みや週末などに家庭生活を経験することで、情緒の安定や社会性の発達を促し、児童の健全な育成に寄与する「フレンドホーム」制度があります。

フレンドホームの中には、児童を家庭に迎え入れた経験を活かし、養育家庭となることを希望する家庭もあります。

また、児童福祉施設の従事経験者の中にも、養育家庭となることを希望する人々がいます。

こうした社会的養護に関する理解や経験が豊富な人々を、養育家庭登録につなげていくことも必要です。

##### [今後の取組]

養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大を図るため、広く都民等に向けた制度の普及啓発と社会的養護に関心の高い層を対象とした働きかけを同時に進めていきます。

SNS（ツイッター等）など新たな手法も活用し、広く都民に制度を理解してもら

う方策を検討します。併せて、区市町村の固有の広報媒体などを通して、普及啓発を図ります。

社会全体での養育家庭への理解を高めるため、一層の普及啓発を図るよう、国に求めていきます。

養育家庭体験発表会を全ての区市町村で実施できるよう、働きかけます。また、多くの方に参加いただけるよう、区市町村や民間団体と協力して体験発表と併せて子育て講座等も実施するなど内容の充実を図ります。

養育家庭登録者の着実な拡大を目指し、子育て支援や児童虐待防止など、子供の養育や福祉に関心を有する方に向けた広報活動を検討します。

児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員と連携し、PTA等の会合や地域イベントなどを活用した、地域に密着した広報活動を進めます。

フレンドホームや児童福祉施設の職員など、社会的養護下の子供と関わった経験を有する都民が、養育家庭として円滑に登録される方策を検討します。

## **養育家庭等への委託の促進**

### **[現状と課題]**

児童相談所では、これまでも、養育家庭への委託を第一に、援助方針決定の際に、児童の年齢、生育歴、心身の発達状況、保護者の家庭引き取りの可能性などを総合的に勘案し、援助方針を決定してきました。

また、各児童相談所に、養育家庭の代表者や児童福祉施設職員などで構成する里親委託等推進委員会を設置し、関係機関が協力・連携しながら、施設に入所している児童の状況を定期的に確認し、委託の可能性を協議するなど、養育家庭等への委託を推進しています。

施設に入所している子供を養育家庭等へ措置変更するためには、親権者の承諾が必要です。特に乳幼児の場合など、親権者が「子供に会えなくなる」という印象を持ってしまい、承諾を得ることが難しいケースもあるため、委託に向けて丁寧な対応が必要となります。

乳児院からの措置変更ケースについては、養育家庭への委託を前提として子供の援助方針を決定し、児童養護施設入所中の児童については、施設との協働により、可能な子供から養育家庭などで養育していくことを基本としています。

具体的には、乳幼児は3か月ごと、学齢児は6か月ごとに、支援の目標について進行管理を行う中で、養育家庭等への委託の可能性を検討・確認しています。

養育家庭等への委託は、児童相談所のほか乳児院・児童養護施設や里親支援機関などが関わりながら、子供の紹介、引き合わせ、交流を経た後に行われます。その間、子供に対して継続的に丁寧な支援を行うことが必要となります。委託をより一層促進するためには、中心的な役割を果たす児童福祉司の対応力の向上に加え、児童相談所と施設や里親支援機関等の関係機関が緊密に連携することが必要です。

交流開始から委託に至るまでの期間については、特にきめ細かな支援が必要なことから、通常、数か月から半年程度の期間を要します。その間の交通費等委託前にかかる経費は国の委託経費の対象外となっており、支援の充実が必要です。

養育家庭等の中には、扶養義務のある親族が里親になる「親族里親」、虐待などにより特別な支援を必要とする子供を養育する「専門養育家庭」、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」があります。

「親族里親」など親族による養育は、ケースによっては、養育家庭への委託よりも実親の理解が得られやすく、委託期間中も実親との連絡等がとりやすいなどのメリットがあります。

また、虐待等により心に深い傷を持つ子供や、様々な障害や発達上の課題をもつ子供が増えており、こうした子供たちに対応できるスキルを有する「専門養育家庭」の育成・確保が必要です。

養育が困難などの理由で養子縁組を希望する相談があった場合、児童福祉司等が面接などを通じて、実親の意向や養育力等を十分に確認し、必要性を判断しています。その上で、養子縁組が必要と判断した場合には、養子縁組里親の中から適切な家庭を選定し、定期的な交流を経た後に、委託を実施しています。都では、養子縁組里親委託後も家庭訪問や電話連絡等できめ細かく支援し、関係が良好であることを確認した上で、家庭裁判所への養子縁組の申立を進めています。

- また、養子縁組に関しては、民間事業者が、社会福祉法に基づき養子縁組あっせん事業を行っていますが、平成25年に、一部の事業者について、養親希望者から受け取る金品の会計処理に問題があったこと等から、現在、国において、事業者の相談支援体制を含め、養子縁組のあり方について調査研究がされています。

## [今後の取組]

委託促進に向け、中心的な役割を果たす児童相談所の体制整備を図っていきます。

児童相談所と乳児院・養育家庭等が連携し、社会的養護は家族再統合を支援するものであることを前提に、親権者の理解を深めながら、委託につなげることができる方策を検討していきます。

児童相談所や施設の職員を対象とした研修を充実し、委託促進に向けたケースワーク力の向上を図ります。

養育家庭への委託のさらなる促進に向けて、里親支援機関などそれぞれの団体の特性に着目しながら、民間団体のより一層の活用を検討します。

養育家庭の委託前からの活動を支援するため、養育家庭と施設入所児童の交流に要する経費などについても支援するよう、国に求めていきます。

都は、子供の福祉の観点から親族による養育の必要性を判断し、「親族里親」等の活用を検討します。

虐待や障害等に関する養育家庭の専門性を高める取組を行い、「専門養育家庭」の確保に努めます。

養子縁組については、子供の福祉を第一に考え、国の方針も確認しながら、今後の対応について検討していきます。

## 養育家庭等への支援の充実

### [現状と課題]

児童相談所では、養育家庭担当の児童福祉司と養育家庭専門員等が中心となって、家庭訪問などを行うほか、子供家庭支援センター等地域の関係機関とも連携しながら、養育家庭等を支援しています。

養育家庭における子育てを支えるには、身近な区市町村で提供されている子育て支援サービス、母子保健サービスを積極的に活用することも重要です。そのため、児童相談所は、区市町村の子供家庭支援センターと協力して、保育所、幼稚園、学校、保健所など地域のさまざまな子供と関わる機関に対して、養育家庭制度に対する理解を求めています。

また、養育家庭等が互いに子育ての悩みなどを話し合う里親サロンも実施しています。相互交流はピアサポートとしての効果があり、養育家庭等の孤立化を防ぐ場としても、スキルの向上や情報交換の場としても有効です。虐待等により、個別的・専門的支援の必要な子供が増えている現在、こうした養育家庭等の相互交流はますます重要となっています。

平成 20 年度からは、児童相談所の業務を補完するため、養育家庭等の支援に実績をもつ民間団体による「里親支援機関事業」の試行を開始しました。平成 24 年度には全ての児童相談所の区域に拡大し、里親委託等推進員による家庭訪問・カウンセリングに加え、家事育児援助者派遣、学習ボランティア派遣など、養育家庭等に寄り添ったきめ細かな支援を行っています。

また、平成 24 年度には乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、専門性と地域性を活かした養育家庭等への支援を行う取組も開始しました。乳児院と児童養護施設は、社会的養護を必要とする子供を養育・支援するノウハウに加え、区市町村、幼稚園、学校、保健所等とのネットワークも有しています。平成 26 年 3 月は 31 施設（乳児院 9・児童養護施設 22）に配置していますが、今後もこれらを活用し、養育家庭等への支援をさらに充実していく必要があります。

乳児院・児童養護施設と同様、養育家庭等で生活している子供の中にも、実親との交流を継続している子供たちがいます。実親との交流は、子供の心理的な動揺を含めて、養育家庭等には負担となることもあり、児童相談所等関係機関が実親との交流を支えていくことも必要です。

## [今後の取組]

児童相談所を中心に区市町村や施設、民間団体など関係機関が協力して、養育家庭等と子供のニーズに合わせた支援を進めます。

区市町村、保育所、学校など関係機関や要保護児童対策地域協議会が一体となって養育家庭等を支援できるよう、共通認識の形成に一層努めます。また、区市町村と連携し、地域の子育て支援サービスの活用を進めます。

里親サロンなど、養育家庭同士が交流し、支え合う取組を支援します。

養育家庭の安心を確保するため、養育家庭等の数や地域の実情に応じ、里親支援機関の人員配置や相談支援業務等の充実・強化が図れるよう、国に働きかけていきます。

引き続き、施設の里親支援専門相談員により、施設機能や地域とのネットワークを生かした委託児童の自立支援、養子縁組成立後の家庭の支援などに取り組んでいきます。また、レスパイトへの協力を含め、施設を活用した養育家庭等へのさらなる支援について検討を進めます。

委託児童の実親との交流を安定して継続するため、児童相談所と関係機関の協力により、交流を支援する方策を検討します。

## (2) ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、子供を養育者の家庭に迎え入れ、5～6名程度の少人数の生活集団で子供同士の育ち合いを活かした養育を行う制度であり、子供が、特定の大人との愛着関係を形成し、一般家庭に近い生活を送ることができる環境を提供する家庭的養護の一類型です。

### [現状と課題]

都はファミリーホーム制度を昭和60年度から開始し、養育者がファミリーホームを安定的に運営できるよう、昭和63年度から借家によるホームの設置等に対して、家賃助成及び開設準備経費の支援を独自に行っています。

ファミリーホーム制度は、平成21年4月の児童福祉法改正により、第二種社会福祉事業「小規模住居型児童養育事業」として位置付けられ、養育家庭から移行するもの（養育家庭移行型ファミリーホーム）と、児童養護施設や自立援助ホームを設置する法人が運営するもの（法人型ファミリーホーム）に分類されました。

平成26年度中に養育家庭移行型と法人型がそれぞれ1ホームずつ増加し、平成27年3月現在、養育家庭移行型ファミリーホームは13ホーム、法人型ファミリーホームは3ホームとなっています。

東京都の養育家庭の状況を見ると、子供を受託している家庭のうち一人だけを養育している家庭が75%となっており、現段階で、複数の子供を養育するファミリーホームに移行可能な家庭は少ない状況にあります。

法人型ファミリーホームの主たる養育者はホームを住居としており、長期的な養育者となるとともに、高齢や疾病等になった場合でも、養育者の交代が可能であるため、子供を継続して養育することが出来るなどのメリットがあります。

法人型ファミリーホームの整備を進めるためには安定的な運営が出来るよう支援の充実が求められています。

### [今後の取組]

ファミリーホームへの移行を目指す養育家庭を引き続き支援するとともに、養育家庭移行型ファミリーホームのニーズに合わせた支援を進めます。

法人型ファミリーホームの設置を促進するため、常勤職員の増配置経費等について都独自の支援を行うとともに、法人への働きかけを積極的に行います。

法人型ファミリーホームの職員配置経費や運営費を充実するよう、国に対して引き続き求めていきます。

### (3) グループホーム

グループホームは、児童養護施設に入所する子供のうち6人程度の子供を施設から独立した家屋において、家庭的な雰囲気の中で養育する制度です。

家庭的環境の中で、地域と関わりを持って生活することができるため、子供にとっては退所後の自立した生活を送る上で貴重な経験となります。

#### [現状と課題]

都は国に先駆け「施設分園型グループホーム」を昭和60年度に創設しました。常勤職員等の配置経費に対して補助を行うほか、昭和63年度からは借家に対する家賃助成、開設準備経費補助、平成20年度には、グループホーム支援員の配置経費の補助を行い、設置を推進してきました。

国は、平成12年5月にグループホーム制度を開始しました。

制度によって、定員の考え方等に違いがありますが、いずれも児童養護施設が運営するものです。

国制度の開始以降、グループホームの整備はさらに進み、平成27年3月現在、都外一部委託を除く児童養護施設59施設のうち、46施設で134か所のグループホームを設置しています。

国制度のグループホームは、児童養護施設1施設に対する設置数に制限があり、家庭的養護をさらに進めていく上で制約となっています。

また、グループホームで働く職員は、子どもとの深い関わりにやりがいを感じる一方、生活全般の支援や地域対応など一人で多様な役割を担わなければならないため、疲弊感や孤独感を抱えていることが多いなどの課題もあります。

グループホームの設置場所には特に制限はありませんが、通常は、本体施設から援助が得られる範囲に設置されています。島嶼を除く都内53区市町村のうち約半数の26区市には児童養護施設が存在しないため、結果としてグループホームも設置されていない状況にあります。

施設不在地域をはじめとして、支援が必要な子供たちを地域で家庭的な環境の下で養育できるよう、グループホームを支援する拠点の整備が必要です。

#### [今後の取組]

すべての児童養護施設にグループホームを設置するよう働きかけていきます。

国制度のグループホームの設置数について、要件を緩和するよう引き続き国に求めていきます。

施設不在地域におけるグループホームの設置を進めるため、後方支援員を配置したサテライト型児童養護施設(事務所)の整備を支援し、グループホーム等職員に対する支援の充実・強化を図ります。

グループホームの設置を更に進めるためには、グループホームで働く職員の確保・定着が重要であり、必要な取組について検討を行います。

### 3 施設養護の機能強化

児童養護施設は、保護者に監護させることが適当で無い児童等に対し、安定した生活環境を提供するとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設です。

乳児院は、保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児の生命を守り、その心身と社会性の健全な発育を促進するとともに、退所後に子供が安定した生活を送れるよう退所後の育児相談や育児支援を行う施設です。

#### (1) 施設の小規模化

国は、本体施設においても家庭的な雰囲気の中で、よりきめ細かなケアを提供するため、本体施設のケア単位の小規模化を進めています。

##### [現状と課題]

入所児童の早期家庭復帰への支援や、被虐待児童等に対する適切な援助を行う体制を確保するため、平成 11 年度に乳児院に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置が、児童養護施設等には心理療法担当職員の配置が制度化されました。

平成 13 年度からは、被虐待児への対応をさらに強化するため、乳児院への個別対応職員の配置が定められました。さらに、平成 16 年度には乳児院に加え児童養護施設等にも家庭支援専門相談員の配置が拡大されました。

平成 23 年には「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、施設の養育単位の小規模化や施設機能の地域分散化（里親、ファミリーホームの推進）による家庭的養護の推進や専門的ケア機能の充実を図るため、職員配置基準の引上げを行うこととされました。児童養護施設及び乳児院ともに、平成 24 年度にファミリーソーシャルワーカー及び個別対応職員が必置となり、平成 25 年度には職員配置基準が引き上げられました。

各施設が進めている施設の小規模化に向けた取組が円滑に進むよう支援していく必要があります。

乳児院では、病児や障害児が多く、緊急対応が必要となる場合もあるため、医療や療育上の専門的なケアを行える体制を確保する必要があります。

施設の小規模化や専門性の確保に対応するため、必要な人材の確保・定着を図ることも不可欠です。

##### [今後の取組]

児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化を進めるため、施設改築等にあたっては、引き続き、小規模グループケアに対応する整備を基本に支援していきま

す。

乳児院についても、本体施設の小規模グループケア化を進めていきます。

病院付属の乳児院や乳児を多く受け入れることのできる比較的規模の大きい乳児院においては、緊急時の一時保護など医療や療育上の専門的なケアを行える人的資源を活かした支援を行います。

法人や施設の人材確保・定着状況等も踏まえ、職員の適切な配置・育成ができるよう支援します。

## (2) 専門的ケアの充実

虐待を受けた子供等を社会的自立につなげるためには、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。都は、児童養護施設に対して、治療的・専門的ケアを行う医師等を配置できるよう独自に支援しています。

### [現状と課題]

都は、治療的・専門的ケアが必要な子供への適切な支援を行うため、児童養護施設に精神科医師や治療担当職員を配置するモデル事業を平成 17 年度に開始し、平成 19 年度から本格実施しています。

平成 21 年度からは、医師、治療担当職員の配置に加え、本体施設においてユニット型で運営を行っている施設に対しては、個別ケアを行う職員配置に対する加算を独自に設けました。

治療的・専門的ケアが必要な子供が増加している状況を踏まえると、こうした取組を更に進め、全ての児童養護施設で専門的ケアを提供できる体制を整備することが求められます。

乳児院については、障害や疾病により常時医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児が適切な養育を受けられるよう、平成 24 年度から看護師の増配置を支援する取組を開始しました。

また、乳児院においても、心身の機能回復が図れるよう、児童養護施設での取組も踏まえ、専門的ケアの体制整備が求められます。

都立児童養護施設は、虐待に起因する愛着障害により様々な問題行動を起こす等、特別な支援を必要とする児童を積極的に受け入れ、都の社会的養護におけるセーフティーネットとしての役割を果たすことが必要です。

### [今後の取組]

今後、都外一部委託施設を除く全ての民間児童養護施設に、専門機能強化型の体制を整備します。

乳児院に、非常勤の小児精神科医師及び治療指導職員等を配置する「専門養育機能強化型乳児院制度」を平成 27 年度から試行的に実施します。

都立児童養護施設は、社会的養護におけるセーフティーネットとして、引き続き、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れていきます。

平成 27 年度からは、重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童などに対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行うなど、先駆的な取組を行います。

## 4 家族再統合

家族再統合とは、虐待等によって分離した親子が再び一緒に暮らすこと(家庭復帰)をはじめ、家庭復帰に至らない場合でも、親子関係について子供自身が心の整理を行っていくことや、現実に応じた親子交流のあり方など親子関係を再調整して発展させていくことをいいます。

### [現状と課題]

都は、児童相談所が中心となって、施設等と連携しながら 家庭復帰のための支援を行っており、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、家庭復帰支援員を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきました。

児童相談所では、入所児童に対し、保護者や児童の心理状況などを確認しつつ、面会や、自宅への一時帰宅、長期帰宅と段階を追った親子の交流に取り組んでいます。

また、児童相談センターでは、子供と親双方を対象として心理療法などを用いた専門的なプログラムを実施し、家族再統合を支援しています。

乳児院や児童養護施設では、家庭支援専門相談員を配置し、子供の家庭への早期復帰に向けた保護者等に対する相談援助、退所後の児童に対する継続的な相談援助、里親委託等のための相談援助等を行っています。

施設等に入所した子供が家庭復帰する際には、児童相談所と区市町村が連携し、親子それぞれのニーズにきめ細かく対応しながら、一体となった生活支援を行うことが必要です。

母子生活支援施設は、虐待により支援を要する母子や虐待リスクを抱える母子に対して、親子分離せずに生活に根付いた直接的な支援ができる機能を有しているため、家庭復帰に向けた支援を行う際に、区市町村での更なる活用が期待されます。

児童相談所においては、乳児院、児童養護施設との連携を一層強化するとともに、母子生活支援施設の活用なども含め、家庭復帰の取組をさらに推進していく必要があります。

### [今後の取組]

児童の家庭復帰に向けた支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図ります。

児童相談センターにおいて実施している家族再統合に向けた支援プログラムの活用をより一層進めていきます。

児童養護施設に配置されている家庭支援専門相談員を中心として、親子宿泊や退所後の継続的な支援など、施設における家族再統合・家庭復帰に向けた取組を強化します。

母子生活支援施設を一時的に利用して母子緊急一時保護事業や母子一体型ショートケアといったサービスを行う区市町村を支援します。

児童養護施設等に入所した子供の家庭復帰を進めるにあたり、母子関係の調整や家族再統合を目指しながら生活できる母子生活支援施設の活用を進めます。

## 5 自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り拓いていけるよう、施設入所中の学習支援、就労支援、社会的スキル獲得のための支援、施設退所後の継続的な相談支援など、様々な取組を行っています。

### [現状と課題]

都は、児童養護施設の退所児童等であって、義務教育終了後就職した児童等を対象として、生活の場を提供しながら自立に向けた援助を行う「自立援助ホーム」事業を、国に先駆けて昭和 59 年度に創設しました。

平成 19 年度からは、児童養護施設等の退所後の自立生活を支援するため、施設等と連携して相談援助を行うとともに、必要な資金の貸付を行う「自立生活スタート支援事業」を開始しました。

平成 20 年度には、施設退所後等に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として「ふらっとホーム」(地域生活支援事業)を開始し、現在都内 2 か所で運営しています。

平成 22 年度からは、施設退所者及び施設退所予定者に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う「児童養護施設退所者等の就業支援事業」を(委託)実施しています。

平成 24 年度には、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任で行うほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体等との連携などを行う「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置する取組を開始し、現在 52 施設に配置されています。

平成 25 年度には自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を試行的に配置する取組も開始し、現在 6 ホームに配置されています。

施設を退所した後に就業した児童の約 7 割が 3 年以内に離職しているという状況を踏まえると、施設における自立支援の取組のさらなる強化や、養育家庭等から自立する子供への支援が必要です。

また、社会的養護の下にある児童には、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった者も多く、入所中の学習支援も充実させる必要があります。

子供の自立に際しては、養育家庭にとっても初めての手続が多くあり、養育家庭に対する支援の充実も必要です。

### [今後の取組]

都外一部委託施設を除く全ての児童養護施設への自立支援コーディネーターの配置を目指します。また、都内 6 か所でモデル実施しているジョブ・トレーニング

事業の効果検証を踏まえて、今後の在り方を検討します。

施設に入所している中学生を対象に実施している通塾等、学校外での学習機会に対する支援を、小学生、高校生にも拡大します。

児童養護施設は、社会的養護の中で育った多くの子供を自立させたノウハウを有しているため、養育家庭と連携しながら、養育家庭の委託児童に対し、自立に向けて必要な知識を提供し、養育家庭からの巣立ちを支援する取組を進めていきます。

## 6 人材の確保・資質の向上

養育家庭等の養育者を対象とした研修の実施、施設等が行う人材確保や人材育成への支援、児童相談所の体制確保と職員の資質向上などに取り組んでいます。

### (1) 養育家庭等の資質の向上

社会的養護についての理解の促進に加え、子供を養育していく上での課題や問題を解決する一つの方法として、養育家庭等を対象に研修を実施しています。研修内容については、毎年度、養育家庭等の意見を聞きながら見直しています。

#### [現状と課題]

養育者には、社会的養護を担う役割を十分に認識し、子供の最善の利益を第一に考えて養育にあたることが求められます。

委託された養育家庭等によって養育に大きな差が生じないように、一定の養育力を確保することが重要です。

また、虐待等により心に深い傷を負った子供は、養育者の経験や想像を超えた問題行動を起こすこともあります。養育者が壁に突き当たり養育に自信を失うことがないように、研修の充実が必要です。

養育家庭等として必要な知識の習得を目的とした必修研修のうち、認定前と登録更新時の必修研修については、家族全体で制度への理解を深めてもらうため、平成25年度から夫婦での受講を必須としています。

このほか、専門的ケアを必要とする子供を養育する専門養育家庭を養成する研修、乳児の委託を希望する養育家庭等のための乳児委託研修、子供が抱えるそれぞれの課題に向き合う場合を想定した課題別研修などを行っています。

#### [今後の取組]

養育者が、社会的養護を担うという役割に相応しい資質の向上を図れるよう、研修を充実させていきます。

必修研修は、支援の難しい子供の養育の仕方など、より実践的な内容にし、支援力の向上を図ります。

専門養育家庭研修は、特に支援が必要な子供の養育家庭等委託を促進するために重要であり、引き続き研修の受講を促し、研修内容が子供への支援に活かされるようにしていきます。

課題別研修については、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭等のスキルアップにつながるプログラムを設定するとともに、各養育者の状況を踏まえて受講すべき研修を指定・推奨するなど、研修受講を促します。

乳児委託研修は、研修後のフォローアップも含めて、充実策を検討します。

子供の最善の利益を尊重するよう、権利ノートも活用しながら、子供の権利について研修等で伝えていきます。

## (2) 施設職員の確保・資質の向上

職員の確保をはじめ、資質向上・育成は一義的には事業者である法人・施設の役割ですが、都は、子供たちが適切な環境で養育されるよう、法人等の取組を支援しています。

### [現状と課題]

施設の担い手となる職員の確保とその専門性の向上のため、各施設においては、必要な職員育成体制を整備することが重要です。

今後、施設が子供一人ひとりにきめ細かなケアを行えるよう機能強化・小規模化を進めていくためには、人材育成への更なる支援が求められています。

職員の育成では、平成 21～23 年度に「児童養護施設等人材育成支援事業」を実施し、研修プログラムを開発しました。法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行えるよう、このプログラムも活用し、支援を強化していくことが必要です。

また、施設においては、子供の権利が守られ安心して生活できるよう、職員による適切な養育が行われているか等を、常に確認し、必要な研修・指導を行うことが必要です。都では、施設等で生活をしていくに当たって、いじめやいやなことから守られる権利が全ての児童にあることや、困った時の相談先などが記載された「子供の権利ノート」を平成 12 年度に作成し、これを活用して児童養護施設等に入所する子供の権利擁護に取り組んでいます。

### [今後の取組]

施設で受け入れた実習生の就業を促進するため、実習生の個別指導を行う担当職員等の配置や、実習生の非常勤雇用などを行う施設の取組を支援するとともに、新卒者と施設とのマッチング、人材育成、定着を一体的に行う「人材確保・定着支援事業」<sup>1</sup>の活用を積極的に働きかけるなど、様々な人材確保策を講じます。

施設での研修が一層効果的に実施できるよう、研修プログラムの検証も行いながら、研修内容の充実や効果的な実施方法等について関係機関等と検討を行います。

都は、児童養護施設等の職員が、権利ノートの内容を子供にわかりやすく説明し適切に対応できるよう、ポイントをまとめたハンドブックを活用した研修等による支援を行います。

---

<sup>1</sup> 中小企業を支援する機関が大学等と連携して、中小企業と新卒者等のマッチング、人材育成・定着までを一体的に実施する取組

### (3) 児童相談所の体制整備と職員の資質向上

児童相談所では、児童福祉司のほか、児童心理司、医師など専門職を配置し、施設や養育家庭等と連携しながら、社会的養護の下に暮らす子供に対し、支援を行っています。

#### [現状と課題]

これまで、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきました。

児童福祉司は、困難事例等の増加等により、対応力の向上が必要となっています。

子供の施設入所時や養育家庭等へ委託時に、児童福祉司は「権利ノート」を活用して子供の権利や困ったときの相談先などを子供に伝えることになっており、その活用方法に関する研修を実施しています。

#### [今後の取組]

社会的養護の下に暮らす子供たちへの支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図ります。

複雑困難な事例に対応できるよう、児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実を図ります。

また、養育家庭等への委託や家族再統合がより一層進むよう、児童相談所職員の育成に取り組めます。

## [ 具体的な支援策 ]

### 家庭的養護の推進

<b>1 養育家庭等への支援</b>
子担当・親担当児童相談所による支援 ・ 子供の心理面接等の養育相談支援、養育状況確認、里親サロン等 里親支援機関事業 ・ 家庭への訪問支援、普及啓発等 地域の相談機関(子供家庭支援センター等) ・ 子供家庭総合マネジメント、地域住民への養育家庭制度普及 乳児院・児童養護施設 ・ 施設から委託(措置変更)後のアフターケアとしての里親支援等 東京養育家庭の会 ・ 養育家庭に関する交流及び研修会の実施、機関誌等による情報提供等
<b>2 ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)への支援</b>
養育家庭移行型ファミリーホームは、上記「養育家庭等への支援」も対象 ホーム管理費 ・ 自己所有及び借家ホームに対する家賃助成 開設準備経費 ・ 借家ホームに対する借入時の礼金・仲介手数料 法人型ファミリーホームには職員を基準以上に配置している場合に、増配置 職員経費常勤1名分を加算
<b>3 グループホームへの支援</b>
ホーム管理費 ・ 自己所有及び借家ホームに対する家賃助成 開設準備経費 ・ 借家ホームに対する借入時の礼金・仲介手数料 職員経費 ・ 補助職員等の配置経費を加算 グループホーム支援員加算 ・ 3か所以上グル ホームを設置する場合に、支援員の配置経費を加算

## 施設養護の機能強化

<b>1 児童養護施設への支援</b>
<p>児童福祉施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童養護施設等の入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため施設の整備を進める。</li></ul> <p>専門機能強化型児童養護施設制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間児童養護施設に精神科医師、治療指導担当職員等を配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備する。</li></ul> <p>サテライト型児童養護施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。</li></ul> <p>連携型専門ケア機能モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。</li></ul>
<b>2 乳児院への支援</b>
<p>乳児院の医療体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 看護師を増配置し、気管切開により経管栄養が必要な場合など、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受け入れ体制を整備する。</li></ul> <p>専門養育機能強化型乳児院制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 乳児院に精神科医師、治療指導担当職員等を試行的に配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備する。</li></ul>

## 自立支援

<b>1 施設等入所児童に対する支援</b>
自立支援計画書
入所児童の自立を支援するため毎年度作成 ・ アセスメント・計画(課題設定・目標設定・支援の方法等)・検証、見直し
学習支援等
小中学生の学校教育費(国単価+都加算) ・ 実費加算(副教材費・給食費・部活動費・中学生の学習塾費等) 高校生等の学校教育費(国単価+都加算) ・ 都加算(入学金・授業料・施設費は実費)
自立(就職・大学進学等)に向けた支援
就職支度費(国単価(一般単価・特別基準)+都加算(特別加算・住居費)) 大学等自立生活支度費(国単価(一般単価・特別基準)) 大学進学支度金加算(サービス推進費実績加算) 各種学校等修学金加算( 同上 )
<b>2 施設等退所児童に対する支援</b>
自立援助促進事業 ・ 児童養護施設や母子生活支援施設等を退所した後、施設長等が親などからの援助が期待できない児童及び女性等の保証人となり、補償する必要が生じた場合、施設長に代わって補償を行う。
自立生活スタート支援事業 ・ 児童養護施設等に入所した児童等に対し、就職等をする際に必要な資金の貸付や相談援助を実施
地域生活援助事業(ふらっとホーム) ・ 児童養護施設の退所者等が、生活や住居、就学・就労等に関する様々な悩みを気軽に立ち寄り相談や情報交換等が行える場所の提供を行う。
児童養護施設の退所者等の就業支援事業 ・ 職業紹介を行う企業に委託し、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援等を通じて退所後の自立支援、就職後のフォローアップを行う。
養育家庭自立援助補助事業 ・ 養育家庭を満年齢解除となった児童の自立支援のため、養育家庭から元里子への生活相談などの援助に対し補助
自立支援強化事業 ・ 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、子供の自立を図る。

ジョブ・トレーニング事業

- ・ 自立援助ホームに入所中又は退所した児童へ就労定着支援等を手厚く行える体制を整備・強化(ジョブトレーナーの試行配置)し、子供の自立を図る。

## 人材の確保・資質向上

<b>1 養育家庭等の養育者の資質の向上</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 養育家庭等から社会的養護について理解を得るとともに、子供を養育していく上での課題・問題を解決するひとつの方法として活用されるよう、里親研修を実施する。</li></ul>
<b>2 児童養護施設等の人材確保・育成</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設で受け入れた実習生の就業促進や「人材確保・定着支援事業」の活用など、施設における人材確保の取組を支援する。</li><li>・ 多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。</li></ul>
<b>3 児童相談所の体制整備と職員の資質向上</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童相談所の一層の体制整備や、実践的な研修など研修プログラムの充実等による児童相談所職員の育成に取り組みます。</li></ul>